

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																				
<p>別表(第3条関係) 教育課程表 研究科共通科目</p> <table border="1" data-bbox="176 411 911 657"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業科目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外国人留学生特別プログラム科目</td> <td>△外国人留学生特別セミナーI</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーII</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーIII</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーIV</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 △印の科目は、<u>留学生特別プログラム</u>学生の選択必修科目とし、この中から <u>1</u> 単位以上修得すること。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p>	区分	授業科目	単位数	(略)	(略)	(略)	外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5	△外国人留学生特別セミナーII	0.5	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5	△外国人留学生特別セミナーIV	0.5	<p>別表(第3条関係) 教育課程表 研究科共通科目</p> <table border="1" data-bbox="1072 411 1807 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業科目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">外国人留学生特別プログラム科目</td> <td>△外国人留学生特別セミナーI</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーII</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーIII</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーIV</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>△外国人留学生特別セミナーV</td> <td><u>0.5</u></td> </tr> <tr> <td>△グリーンクリーン食料生産特論 I</td> <td><u>0.5</u></td> </tr> <tr> <td>△グリーンクリーン食料生産特論 II</td> <td><u>0.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 △印の科目は、<u>外国人留学生特別プログラム</u>学生の選択必修科目とし、この中から <u>2</u> 単位以上修得すること。<u>このうち、グリーンクリーン食料生産特論 I 及び II については、1 科目 0.5 単位のみ第 3 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p>	区分	授業科目	単位数	(略)	(略)	(略)	外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5	△外国人留学生特別セミナーII	0.5	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5	△外国人留学生特別セミナーIV	0.5	△外国人留学生特別セミナーV	<u>0.5</u>	△グリーンクリーン食料生産特論 I	<u>0.5</u>	△グリーンクリーン食料生産特論 II	<u>0.5</u>	
区分	授業科目	単位数																																				
(略)	(略)	(略)																																				
外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーII	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーIV	0.5																																				
区分	授業科目	単位数																																				
(略)	(略)	(略)																																				
外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーII	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーIV	0.5																																				
	△外国人留学生特別セミナーV	<u>0.5</u>																																				
	△グリーンクリーン食料生産特論 I	<u>0.5</u>																																				
	△グリーンクリーン食料生産特論 II	<u>0.5</u>																																				

附 則 (連規則第 2 号)

- この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 平成 26 年 9 月 30 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。